

(様式1)  
報道資料提供

提供日	令和 7 年 6 月 17 日 ( 火 )
発表事項 (タイトル)	未利用財産の公表について
要旨・経緯	<p>財政状況が非常に厳しい本市において、複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、将来の都市像を実現する様々な施策を実施するためには、業務の選択と集中による歳出の削減と歳入の確保が求められています。</p> <p>とりわけ、時代に即応した重点事業に投資するための財源の確保は、財政非常事態宣言脱却に向け策定した、行財政構造改革プラン改訂版においても、取組の大きな柱の一つに位置付けており、これまで施設の統廃合等を行なった未利用財産についても売却等を行ない、有効活用を図ってきたところです。</p> <p>今後、さらに、こうした未利用財産の有効活用を図るべく、このたび、市民や民間事業者等から幅広く利活用ニーズの把握等を行なうことを目的として、現在、本市が有している一定規模以上の未利用財産を別添のとおり一覧表により、ウェブサイト上で公表させていただきます。</p>
広報ポイント	○本市にとって初めての試みになり、幅広くご意見をいただきたいと考えております。
添付資料	未利用財産の一覧 (ウェブページ)
担当課	阪南市役所 総務部 行財政構造改革推進室 担当者名 成子・藤田 TEL 072-489-4504 FAX 072-473-3504